

報告第13号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年9月24日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成22年8月19日	2,352,860円	足立区島根在住者	平成20年10月26日、庁舎ホールで、床からせり上がるひな壇式の客席を用いて催し物が開催され、客席のせり上がりにより深さ1.5メートルの空間が床下に生じていたが、2階正面入口よりホール内に入った相手方は、同空間に転落し、左足複雑骨折の傷害を負った。